地域創生戦略の展開に向けた地域創生取組提案者公募業務 仕様書(案)

1 委託業務名

地域創生戦略の展開に向けた地域創生取組提案者公募業務

2 業務目的

全国的な少子高齢化及び人口減少が進展するなか、兵庫県では、人口減少下においても 地域が活力を維持し、県民が将来への希望を持てる社会を実現するため、「兵庫県地域創 生戦略」を策定し、若者の県外流出拡大、出生数の減少加速、地域間格差の拡大などの課 題解決に向けた様々な施策を実施している。

本事業では、地域活性化に熱意や興味のある県民(移住者含む)から、地域の課題解決や新たな価値創出に繋がる取組アイデアを広く公募し、地域創生戦略の展開に繋げることを目的とする。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日

4 事業費

金 2,200,00円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

5 業務概要

兵庫県(以下「委託者」という。)から本業務を受託した者(以下「受託者」という。) は、この事業の目的及び以下の事項を踏まえ、事業を実施すること。

(1) 運営体制

- ・受託者は、地域活性化に資する取組を提案する者(以下「取組提案者」という。) に対し、応募に向けた働きかけを行うこと。
- ・受託者は、地域活性化に意欲のある県民が構想している取組や、地域創生に取り組む事業者、大学、団体に関する最新の動向について、十分把握していること。

(2) スケジュール(下記日程を目安に実施すること)

- 1月 提案公募準備(公募要項の検討・作成、専用サイト準備)
- 2月 公募開始(取組提案者への働きかけ、質問対応)
- 3月 公募結果の報告、提案内容の活用に向けての企画

(3) 事業内容

- ア地域創生にかかる取組提案にかかる公募要項を定めること。
- イ 公募は専用 Web ページ、SNS 発信(インスタ、フェイスブック等)により行うこと。
- ウ 取組提案者となりうるものを調査・リスト化し、少なくとも 10 以上の取組提案 が応募されるよう働きかけを行うこと。

- エ 必要に応じて、応募者からの質疑応答に対応すること。
- オ 本事業で作成する専用 Web ページの運用・保守に関する費用は委託契約に含めること。
- カ 本事業の履行期間満了後(R7.3.31)は、委託者が継続して本事業を遂行できるように必要な措置を講じるため、業務引継ぎに伴うシステム移行等に必要となる 構成要素(ページやコンテンツ等)を円滑に提供できるようにすること。
- キ 公募終了後は、結果報告と業務の効果検証を行うこと。
- ク 提案内容を今後の地域創生戦略の展開に活用するための企画を提案すること。

参考情報

< 兵庫県地域創生戦略の実施状況について>

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk07/zissizyoukyou.html

< 「兵庫県地域創生戦略会議」の開催状況について>

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk07/senryakukaigi.html

6 業務実施上の留意点

(1)契約の締結

- ア 本コンペは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者 と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- イ 本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行 う場合がある。

(2) 実施計画の策定

受託者は、業務を進めるに当たり、事業計画及びスケジュール、実施体制等を示した実施計画を委託者に提出すること。

(3)業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は委託者と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(4)業務の履行に関する措置

- ア 本業務の履行においては、委託者の指示に従うこと。業務の実施に伴い、適用 を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないよ うにすること。
- イ この仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底のうえ、業務遂行にあたること。
- ウトラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。

(5) 成果品の利用 (二次利用)

本業務の成果品にかかる著作権、所有権は、委託者に帰属し、委託者は当該成果品を自ら使用するために必要な範囲内において、利用できるものとする。

(6)機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(7) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年12月10日政令第507号)、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年兵庫県条例第44号)を遵守しなければならない。

(8) 著作権・肖像権

- ア 受託者は、成果物が第三者の所有権や著作権その他の権利を侵害しないことを 保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において 手続を行うこと。費用が発生する場合は、受託者において負担すること。
- イ 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真(風景・画像等)を使用する場合 も、著作権の侵害に留意すること。
- ウ BGM等の音楽や画像等の素材の使用に関しては、この契約期間の終了後も、 著作権等の問題が発生しないようにすること。

(9) 再委託

本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

(10) その他

- ア 受託者は業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に 関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- イ 受託者は委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。
- ウ 本業務に関する必要な経費はすべて契約金額に含むものとする。
- エ 受託者は、契約時に契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納めること。ただし、兵庫県財務規則第100条第1項第1号から第8号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することがある。
- オ 県は、受託者の事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して受託者に適正な履行を求めることがで

きるものとし、受託者は、特別な理由がない限り、この調査又は報告に応じることとし、この業務の終了後も、業務が終了する日の属する委託者の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。この際、受託者は、調査又は報告に応じることができるよう、事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理しておくこととする。

カ この業務に要した費用の額が契約時の委託料の額を下回ったときは、実際に要した額を委託料の額とする。